

調布市一般廃棄物処理基本計画 (骨子素案)

※ 本資料は、「調布市一般廃棄物処理基本計画書」の構成と主な内容を共有するための「イメージ」となります。
策定委員会での検討を踏まえ、次回委員会の計画案提示に向けて内容修正・肉付けを図っていきます。

目 次

第 1 章	計画の基本事項	1
第 1 節	計画策定の目的	1
第 2 節	計画期間	1
第 3 節	計画の位置づけ	2
第 4 節	計画対象廃棄物	3
第 5 節	計画策定体制	3
第 2 章	現状と課題	4
第 1 節	本市の人口・ごみ量等の状況	4
第 2 節	国・都や国際的な動向	13
第 3 節	計画策定に向けての課題	15
第 3 章	基本理念と目標	18
第 1 節	基本理念	18
第 2 節	各主体の役割	19
第 3 節	計画の体系と重点施策	20
第 4 節	計画目標	25
第 4 章	ごみ処理基本計画	28
第 1 節	発生・排出抑制計画	28
第 2 節	資源化計画	30
第 3 節	収集運搬・中間処理・処分計画	32
第 4 節	情報発信及び連携・協働計画	34
第 5 章	生活排水処理基本計画（し尿等処理計画）	36
資料編	36

第1章 計画の基本事項

第1節 計画策定の目的

一般廃棄物処理基本計画とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に基づき、市町村の一般廃棄物処理に係る長期的な方針を定めるものです。

本市は、平成25（2013）年3月に「調布市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「現行計画」という。）を策定し、「ごみの発生抑制を最優先とし、資源循環型社会の構築を目指す」ことを基本的な考えとして、ごみの減量やリサイクル推進の取り組みを進めてきました。計画期間は平成25（2013）年度からの10年間で、2022（令和4）年度を最終年度としています。

そこで、これまでの計画実施状況の検証・評価や社会状況等の変化などを踏まえ、新たに「調布市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定し、2023（令和5）年度以降のごみ処理・リサイクル事業の基本的な方向性を定めることとします。

第2節 計画期間

本計画の計画期間は、令和5（2023）年度から令和12（2030）年度までの8年間とします。

図表 1 計画期間

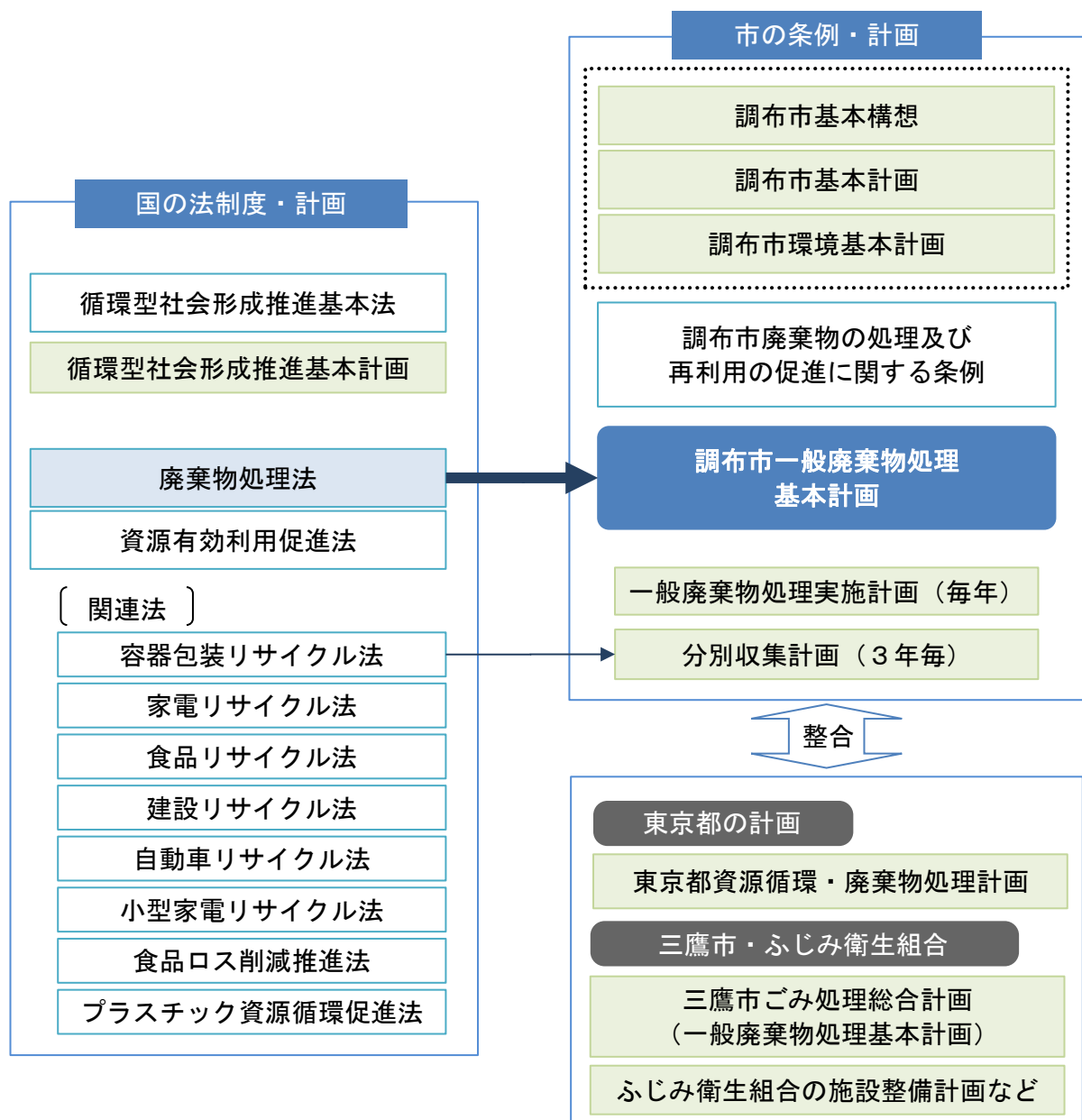


第3節 計画の位置づけ

本計画は上位計画である「調布市基本構想」及び「調布市基本計画」を踏まえ、「調布市環境基本計画」との整合を図るとともに、国の法制度や東京都や三鷹市・ふじみ衛生組合の関連計画との整合も図ります。

なお、本計画は「調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」第11条に規定する再利用についての計画を含有しています。また、本計画を推進するための年度ごとの具体的な取組については、毎年度策定する「調布市一般廃棄物処理実施計画」で定めるものとします。

図表 2 計画の位置付け

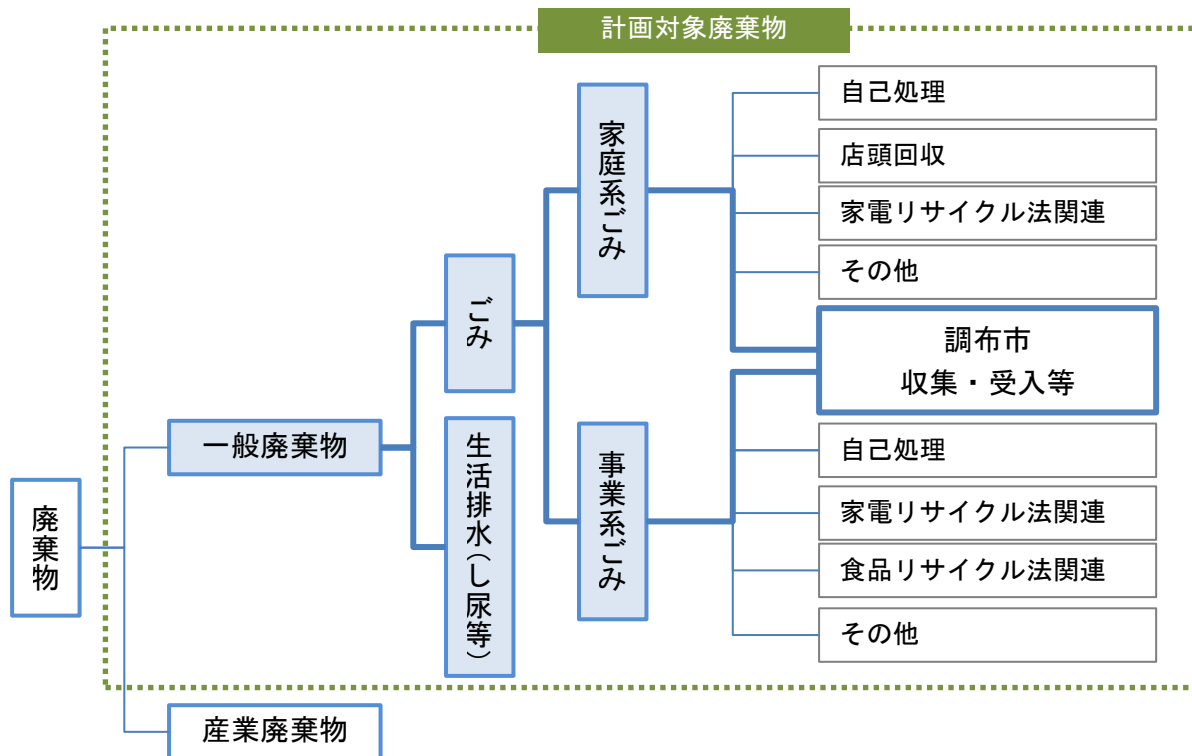


第4節 計画対象廃棄物

本計画は、本市全域から発生する一般廃棄物（ごみ・し尿等）を対象とします。

ごみは、家庭系ごみと産業廃棄物以外の事業系ごみ（事業系一般廃棄物）に分かれます。また、公共下水道以外の汲み取りし尿や浄化槽汚泥、生活雑排水といった「生活排水」も一般廃棄物であり、本計画の対象となります。

図表 3 計画対象廃棄物



第5節 計画策定体制

(一般廃棄物処理基本計画策定委員会での検討経過について記述予定)

第2章 現状と課題

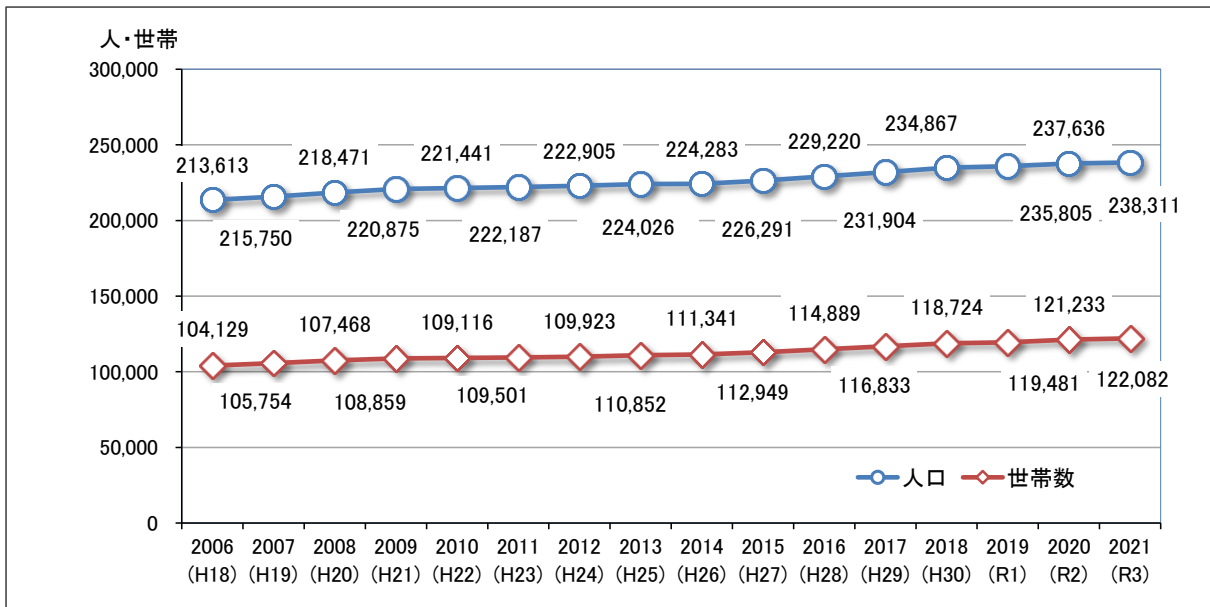
第1節 本市の人口・ごみ量等の状況

1.1 人口・事業所数

(1) 人口・世帯数

調布市の人口・世帯数は増加傾向にあり、令和3（2021）年10月1日の人口は約23万8千人、世帯数は約12万2千世帯です（図表4）。

図表4 人口・世帯数の推移



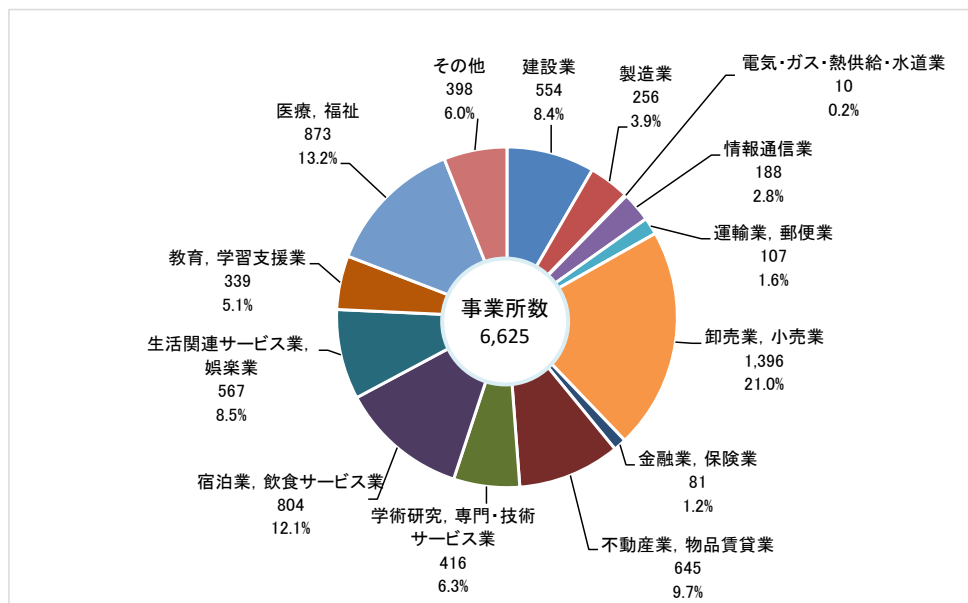
資料：住民基本台帳（各年10月1日。外国人を含む）

(2) 事業所・従業者数

令和3年度の経済センサス活動調査では、本市の民営事業所数は6,625事業所でした。業種別に最も多いのが卸・小売業で1,396事業所、次いで多いのが宿泊・飲食サービス業で804事業所です。（図表5）

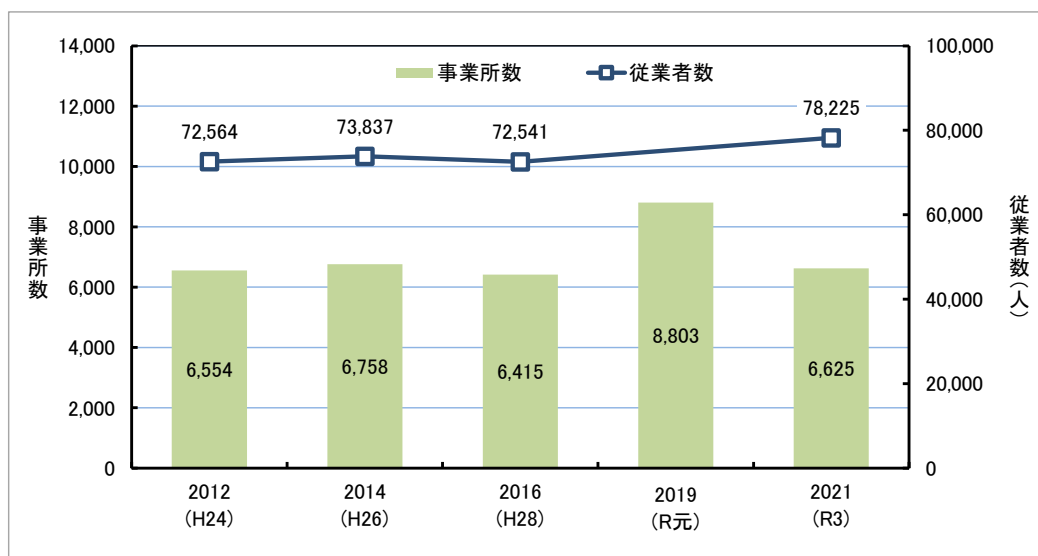
図表6の各年経済センサスによる民営事業所数、従業者数を見ると、基礎調査・活動調査で調査手法が異なるため単純な時系列比較はできませんが、従業者数は増加する傾向にあることが見て取れます。なお、経済センサスは数年おきの調査であるため、平成2年から始まった新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を測ることは困難です。

図表 5 業種別事業所数



資料：平成3年経済センサス活動調査（民営事業所）

図表 6 経済センサスによる市内民営事業所数・従業者数



資料：経済センサス基礎調査・活動調査（民営事業所のみ）

※平成26年・令和元年は経済センサス活動調査、平成24・28、令和3年は経済センサス基礎調査。基礎調査と活動調査は調査方法が異なるため、単純な時系列の比較はできない。

1.2 ごみ処理・リサイクルシステムの概要

調布市のごみ処理・リサイクルの流れを図表7に示します。

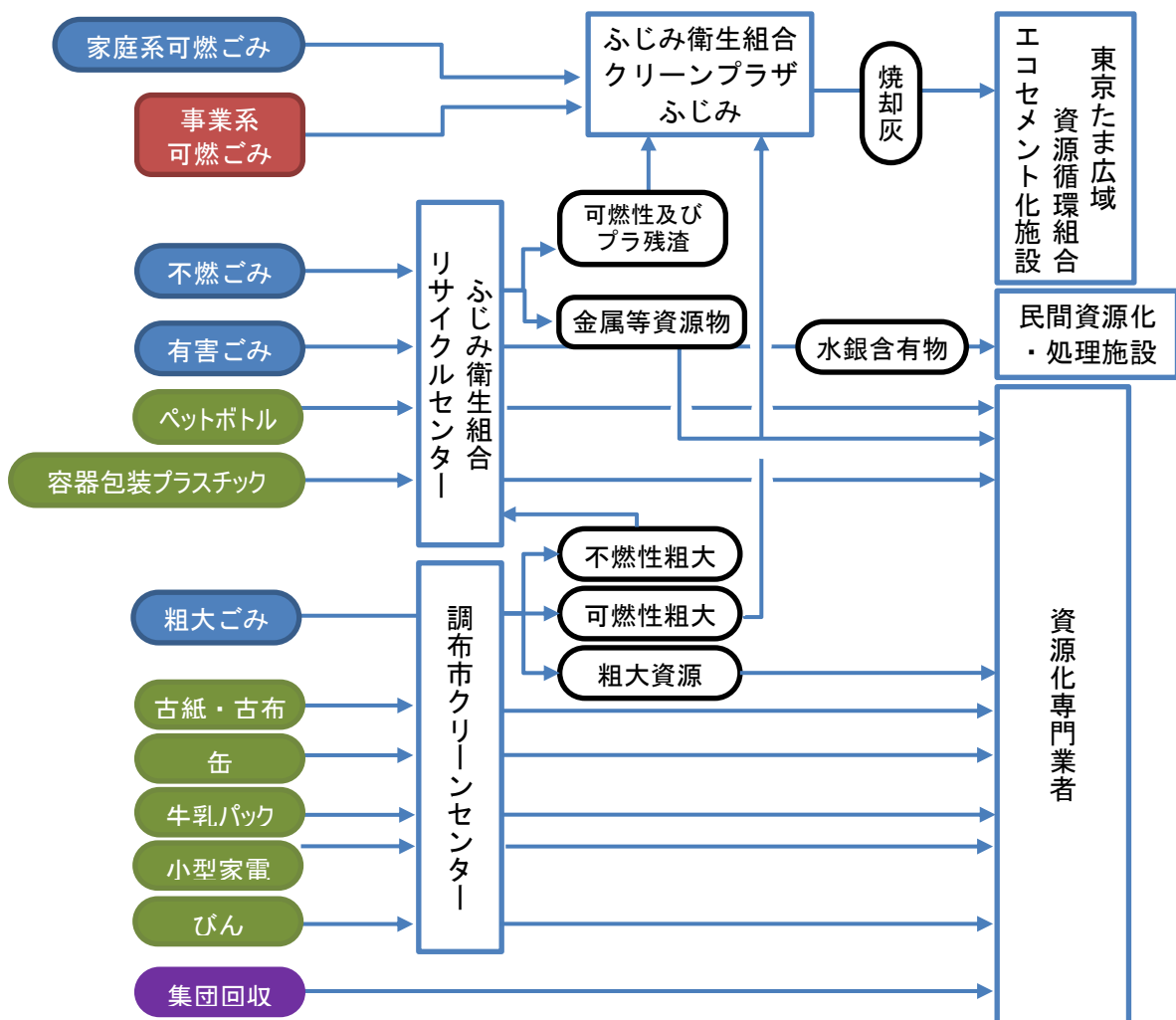
本市が収集した燃やせるごみ（可燃ごみ）、及び事業系の可燃ごみ（持込ごみ）は、調布市と三鷹市で構成するふじみ衛生組合の焼却施設（クリーンプラザふじみ）で焼却処理されます。

燃やせないごみ（不燃ごみ）・有害ごみ、ペットボトル、容器包装プラスチックはふじみ衛生組合リサイクルセンターで選別処理され、資源化可能物は再生利用するほか、残さは焼却処理されます。

粗大ごみは平成 31（2019）年 4 月から稼働した調布市クリーンセンターで可燃性資源、不燃性資源、資源粗大に分けられます。びん・缶、古紙・古布類等の資源物もクリーンセンターや民間施設にて資源化されています。

焼却処理後の焼却灰は、多摩地域 25 市 1 町の自治体で構成する東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設でセメント化し、埋立処分量はゼロとなっています。

図表 7 ごみ処理・リサイクルの流れ



※テレビ・冷蔵庫・エアコン・洗濯機・衣類乾燥機、パソコン、適正処理困難物は収集対象外

1.3 ごみの分別・収集体制の現状

本市のごみの分別、収集体制は図表 8 の通りです。

図表 8 ごみの分別、収集体制

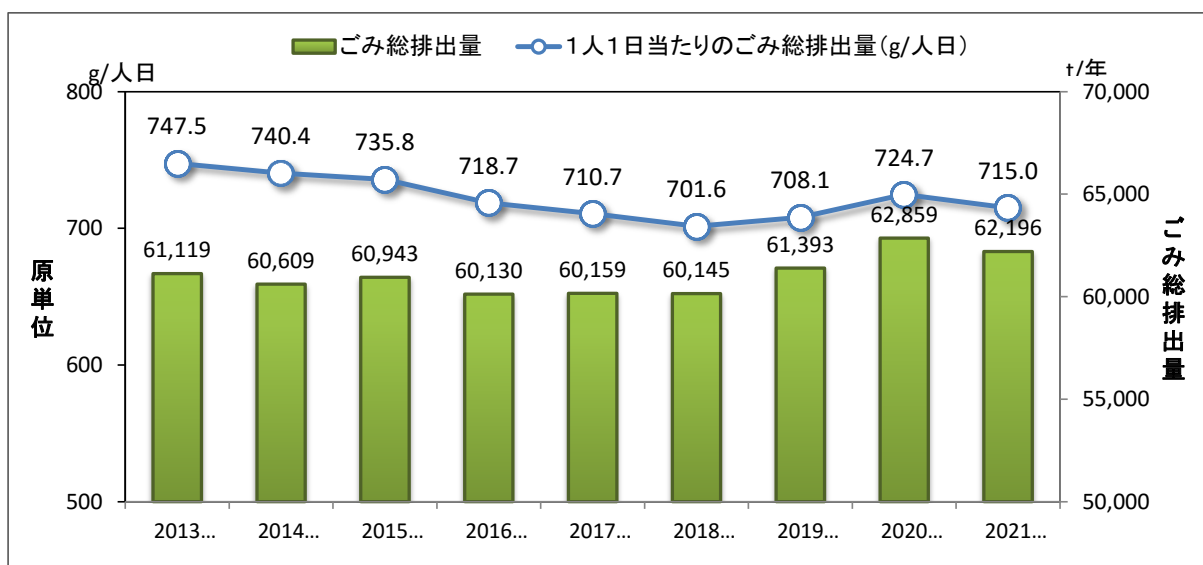
区分		収集回数	排出方法	収集形態	収集方法
可燃ごみ		週 2 回	指定袋収集（有料）	委託	戸別収集
不燃ごみ		隔週 1 回			
有害ごみ			容器		
資源物	古紙	週 1 回	紙袋またはひも掛け		
	古布		透明もしくは半透明の袋		
	缶		容器		
	びん		透明もしくは半透明の袋		
	容器包装プラスチック	隔週 1 回	透明もしくは半透明の袋		
	ペットボトル		容器		
	牛乳パック	随時	回収ボックス	直営	
	使用済小型家電製品				
粗大ごみ		随時 （申込制）	処理券（有料）貼付	委託	
せん定枝 （資源化支援事業）			収集せずにチップにして排出者宅に戻す。	直営	—
集団回収		子ども会や自治会など市民団体が、古紙類、鉄類、びん類等を集めて、資源物回収業者に引渡す自主的な資源物回収のこと。調布市では、回収した資源物の引渡し量に応じて、回収団体に奨励金を交付している。			

1.4 本市のごみ量・資源物量の推移

(1) ごみ総排出量

家庭系ごみ、資源物（集団回収を含む）、事業系可燃ごみを合計したごみ総排出量は、平成 30（2018）年度まで横ばいの傾向でしたが、令和元（2019）年度に増加に転じ、令和 2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で急増しました。

図表 9 ごみ総排出量（年間量，原単位）の推移



※ごみ総排出量：家庭系ごみ＋事業系可燃ごみ＋資源物（集団回収を含む）

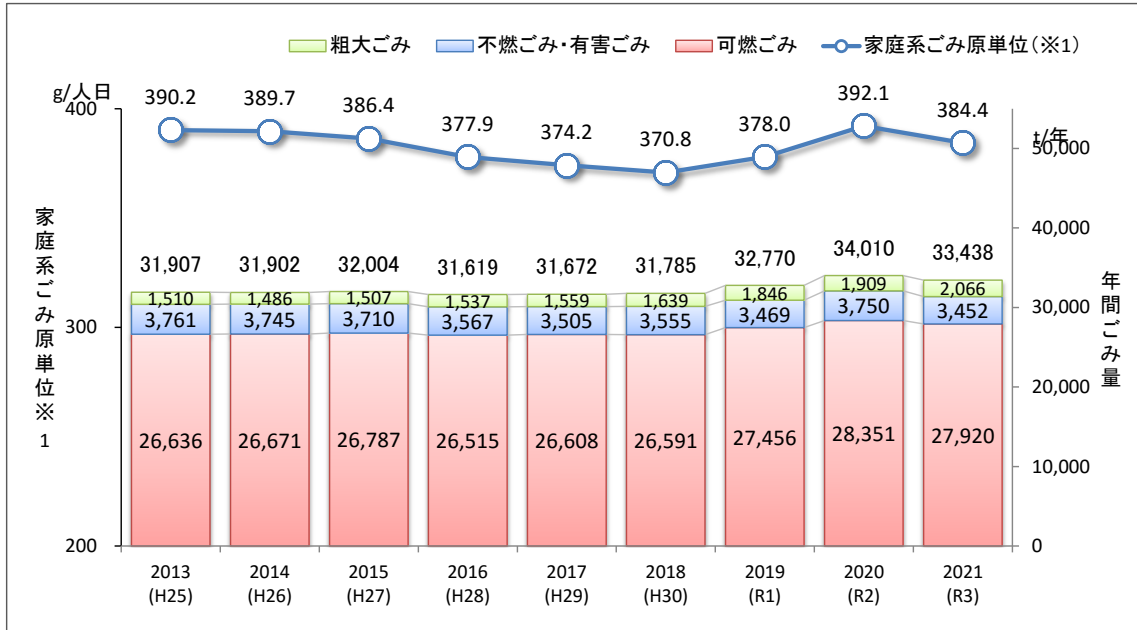
1人1日当たりのごみ総排出量（ごみ総排出量原単位）：ごみ総排出量÷人口÷年間日数

(2) 家庭系ごみ量

家庭系ごみ（可燃・不燃・粗大・有害ごみ）の排出量は、平成 30（2018）年度までほぼ横ばいで、その間人口が増えていたので、1人あたりの量は減少していました。

令和 2（2020）年度はコロナ禍の影響で大きく増大し、令和 3（2021）年度はやや減少しています。

図表 10 家庭系ごみ量（年間量，原単位）の推移

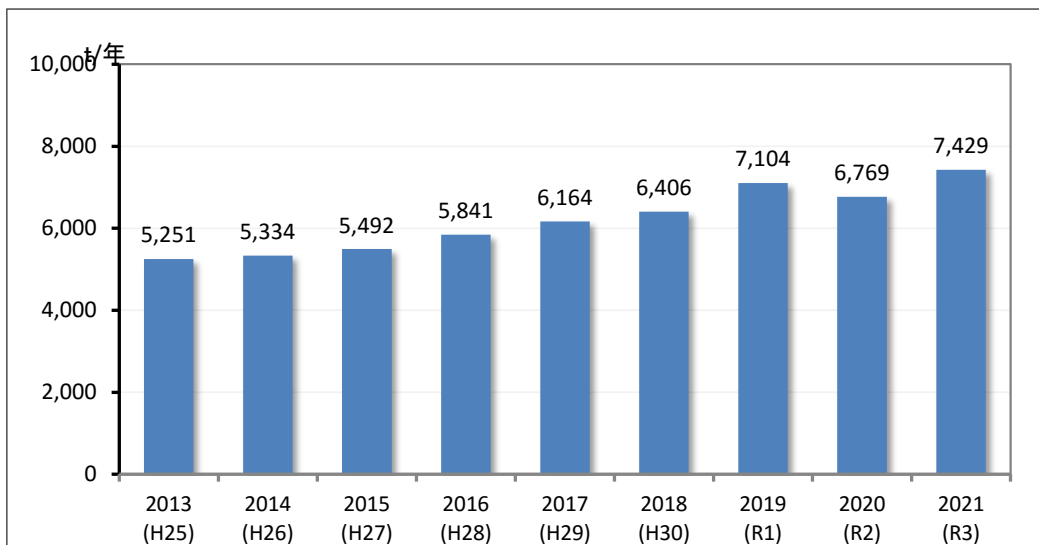


※家庭系ごみ原単位：家庭系ごみ（可燃，不燃，有害，粗大）÷人口÷年間日数

(3) 事業系可燃ごみ量

事業系可燃ごみ量はほぼ一貫して増加傾向にあります。ただ、令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴う飲食店の営業自粛などで前年度よりも減少しました。

図表 11 事業系可燃ごみ量の推移

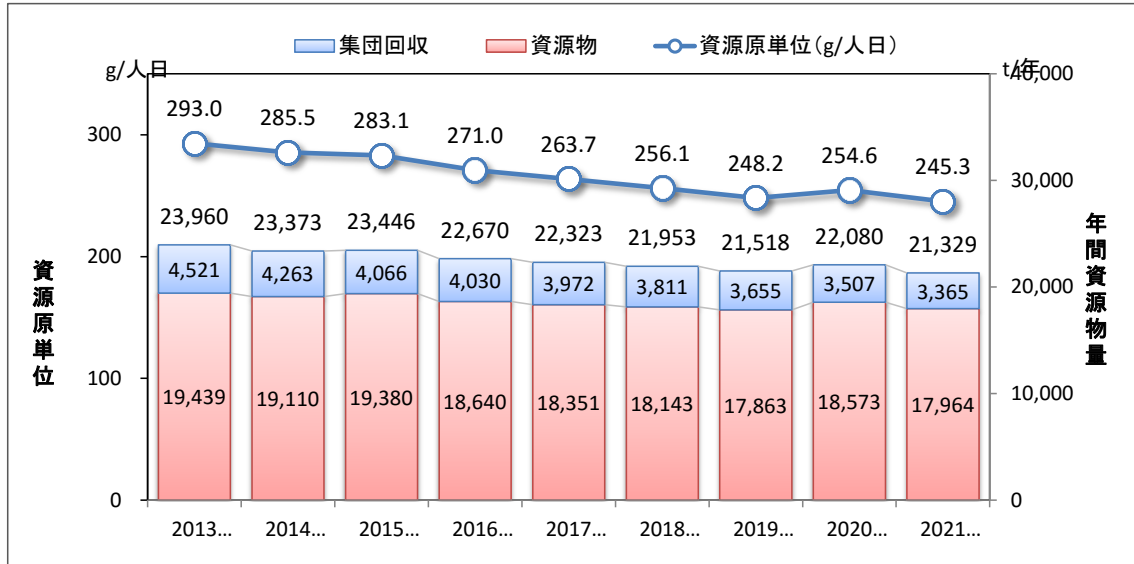


※事業系可燃ごみ量：清掃工場に持ち込まれた事業系の可燃ごみ量

(4) 資源物の量・リサイクル率

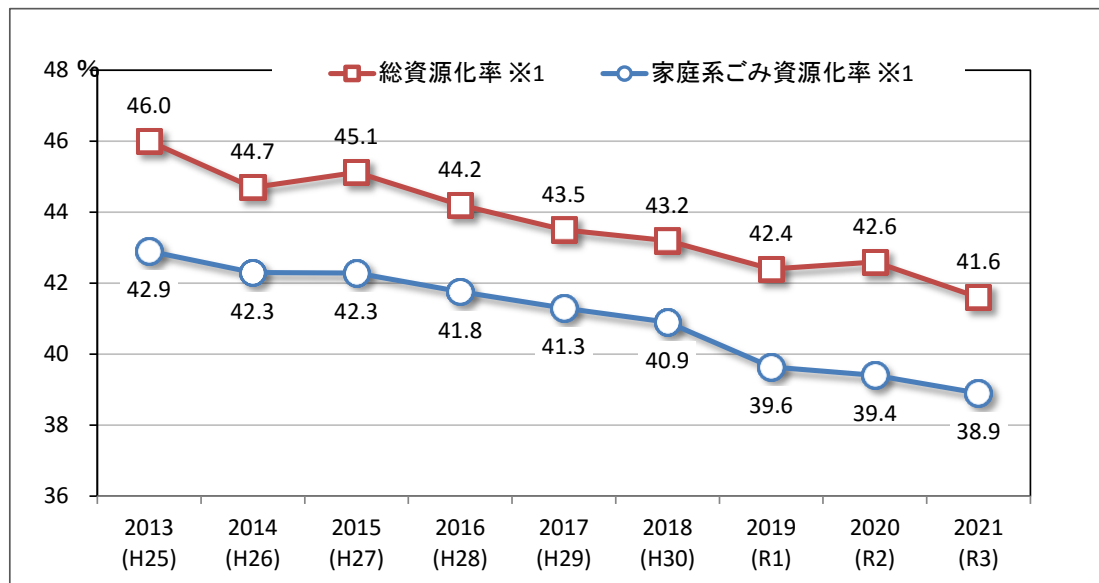
資源物の量は、近年減少傾向にあります。資源物の総量が減っている影響から、「総資源化率」「家庭系ごみ資源化率」といったリサイクル率も低下傾向にあります。

図表 12 資源収集量，集団回収量の推移



※資源物：行政が分別収集した資源
 集団回収：自治会やPTAなど市民団体が回収した資源

図表 13 総資源化率・家庭系ごみ資源化率の推移



$$\text{総資源化率} = \frac{\text{資源物収集量} + \text{中間処理施設資源化量} + \text{集団回収量}}{\text{ごみ総排出量}}$$

$$\text{家庭系ごみ資源化率} = \frac{\text{資源物収集量} + \text{集団回収量}}{\text{ごみ総排出量} - \text{事業系ごみ量}}$$

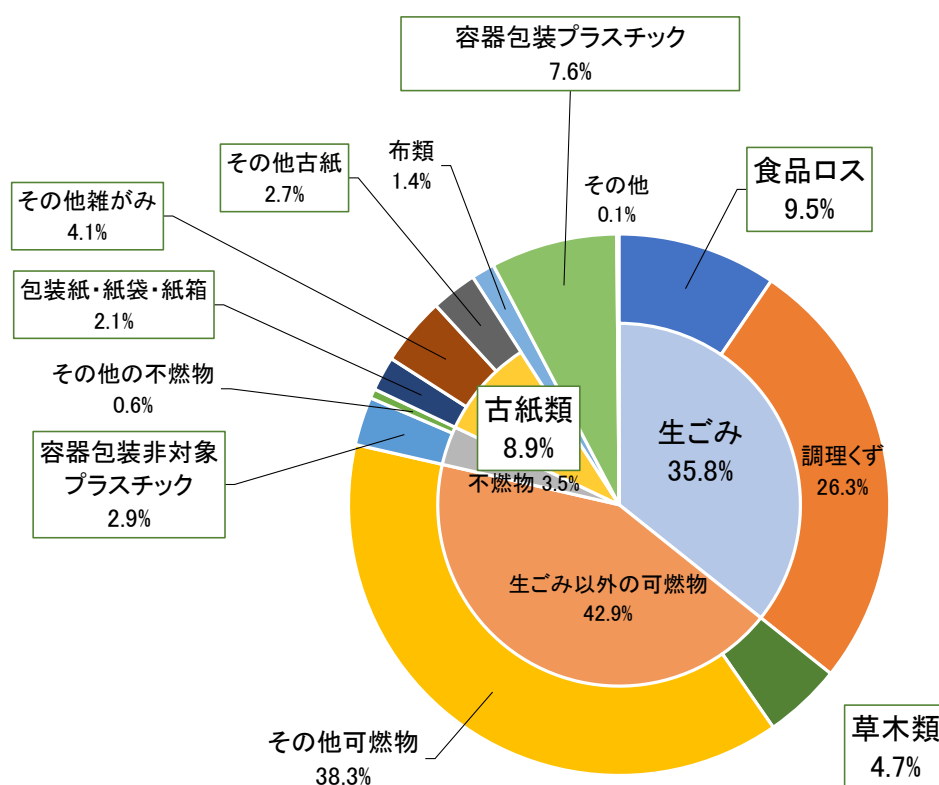
1.5 ごみの組成

(1) 燃やせるごみ（可燃ごみ）

令和3（2021）年度の組成分析調査では、燃やせるごみの中には、資源物として「古紙類」が8.9%含まれており、中出も「包装紙・紙袋・紙箱」が2.1%、「その他雑がみ」が4.1%となっています。2つを合わせた「雑がみ」は、燃やせるごみの中の6.2%を占めており、分別の徹底が必要です。

「食品ロス」は9.5%含まれており、食べ残しや賞味期限切れ食品などの廃棄を少なくしていくことが求められます。

図表 14 燃やせるごみ（可燃ごみ）の組成



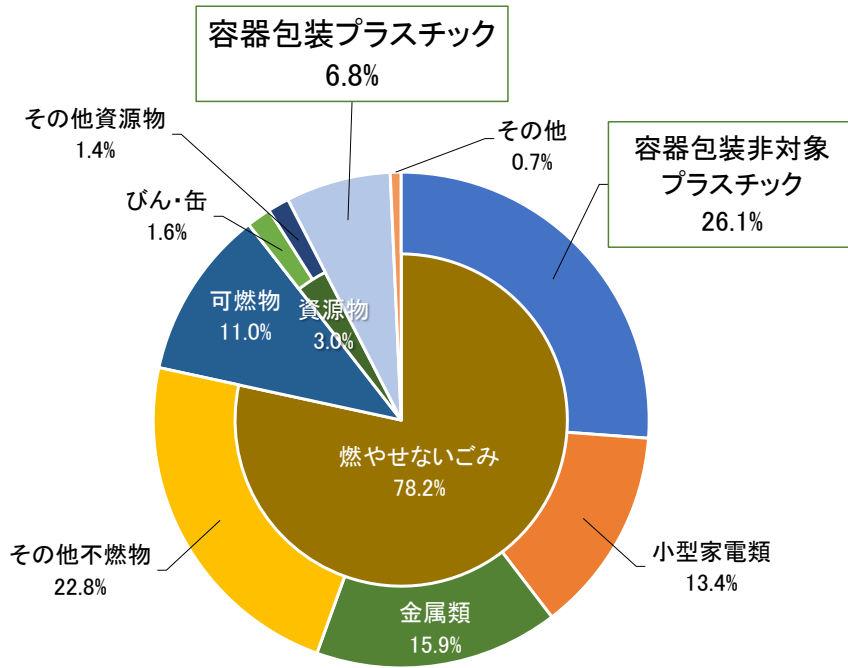
資料：令和3年度詳細組成分析調査

(2) 燃やせないごみ（不燃ごみ）・容器包装プラスチック

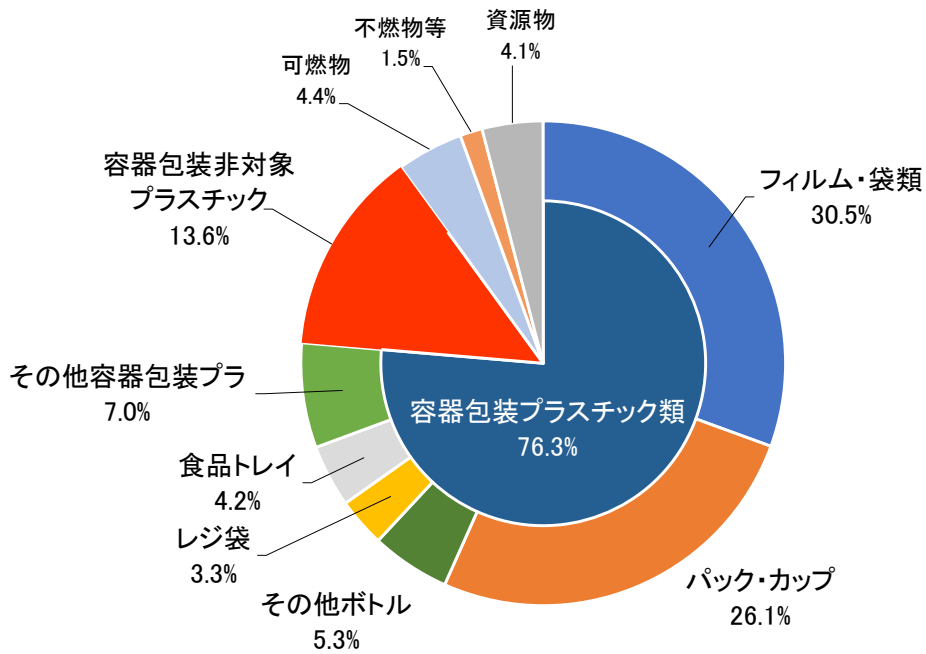
燃やせないごみの中には、「容器包装プラスチック」が6.8%、「容器包装非対象プラスチック」が26.1%含まれています。

容器包装プラスチックの中身を種類別に見ると、「フィルム・袋類」が最も多く30.5%、次いで「パック・カップ」26.1%、「ボトル類（ペットボトル以外）」5.3%、「レジ袋」3.3%などとなっています。

図表 15 燃やせないごみ（不燃ごみ）の組成



図表 16 容器包装プラスチックの組成



資料：令和3年度詳細組成分析調査

第2節 国・都や国際的な動向

2.1 国の動向

(1) 第四次循環型社会形成推進基本計画

国は循環型社会形成推進基本法に基づく「第四次循環型社会形成推進基本計画」を2018（平成30）年6月に閣議決定しました。国際的な課題として、食品ロス対策や海洋プラスチックごみ問題への対処などが必要であるとし、プラスチックやバイオマス（食品、木など）、金属類の徹底した資源循環や、地域での災害廃棄物対策（災害廃棄物処理計画の策定など）の推進などを掲げました。

(2) 食品ロス削減推進法の制定・施行

「食品ロスの削減の推進に関する法律」（略称：食品ロス削減推進法）は、令和元（2019）年10月1日に施行されました。

食品ロス削減推進法では、国が食品ロスの削減に関する施策を総合的に策定するとともに、地方自治体には地域の特性に応じた施策の策定・実施、事業者には自らの削減努力とともに国や地方公共団体の施策への協力などを求めています。

(3) プラスチック資源循環促進法の制定・施行

プラスチックごみの発生抑制やリサイクルをさらに推進するため、今年（令和4年）4月から施行された法律です。同法では、

○プラスチック製品の環境配慮設計をすすめること

○小売・サービス事業者における使い捨てプラスチックの使用の抑制といった製造・流通・販売に関わる新たな仕組みが盛り込まれています。

また、市町村のプラスチック類の分別収集を促進するため、容器包装プラスチックと製品プラスチックを一括回収し、容器包装リサイクル法のしくみで資源化する制度などが盛り込まれました。

2.2 東京都の動向

東京都は、令和3（2021）年9月に「東京都資源循環・廃棄物処理計画」を策定しました。計画期間は令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とし、「2050年を見据えた2030年のビジョン」を提示するものとなっています。

2.3 国際的な動向

持続可能な開発目標 SDGs (Sustainable Development Goals) が、平成 27 (2015) 年 9 月に国連サミットにおいて全会一致で採択されました。

SDGs は、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むため、2030 (平成 42) 年を期限とする 17 の目標 (ゴール) と 169 のターゲットからなっています。

図表 17 持続可能な開発目標 (SDGs) の 17 のゴール



ロゴ: 国連広報センター作成

第3節 計画策定に向けての課題

3.1 地球環境問題への対応

近年、気候変動問題をはじめとする地球環境問題がますます深刻化しており、「持続可能な社会の形成」が世界的な取り組み課題になっています。そのため、各国では持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取り組みが進められており、本市においては令和3年4月、市民や事業者とともに総力を挙げて二酸化炭素排出実質ゼロを目指すため、市と市議会が共同で「2050年ゼロカーボンシティ」を宣言しました。

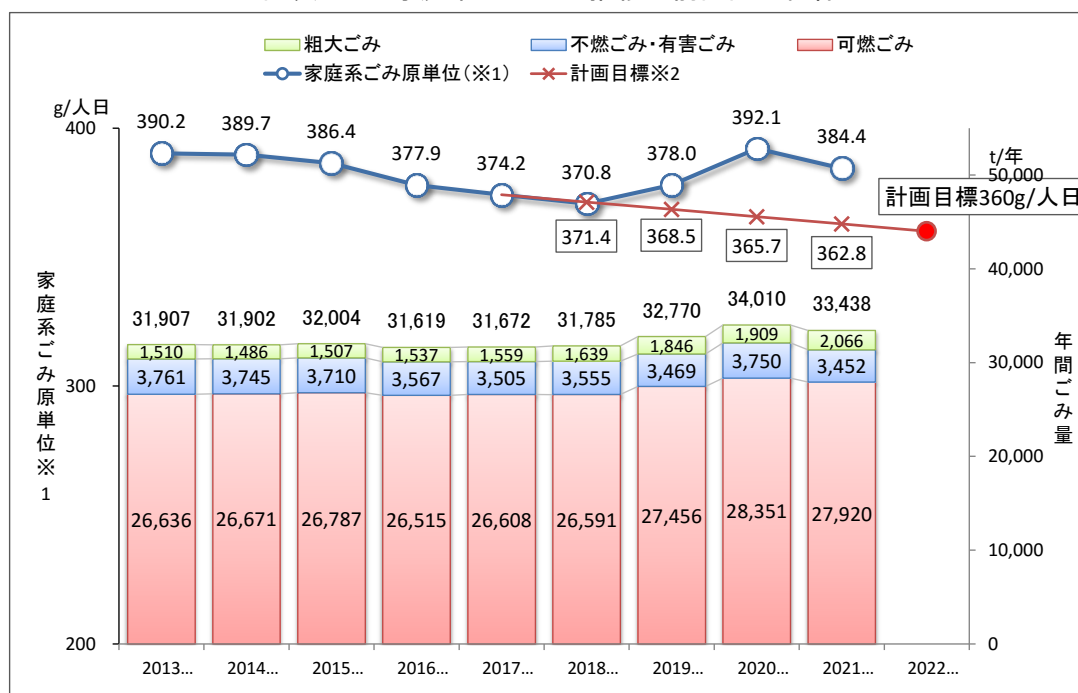
ごみ処理・リサイクル事業においても、温室効果ガスや食品ロスの削減といった「つくる責任・つかう責任」（SDGsのゴール12）の徹底など、「持続可能な社会づくり」に資する取り組みをより一層推進する必要があります。

3.2 さらなる発生抑制の推進

前計画では、令和4年度に1人1日あたりの家庭系ごみ量（家庭系ごみ原単位）を360g/人日とすることを目標としていましたが、コロナ禍に伴う家庭系ごみの急増等もあり、令和元年度以降の実績は目標値を上回って推移しています。（図表18）

食品ロスの削減や使い捨てプラスチック類の抑制など、より一層の排出抑制を推進する必要があります。

図表 18 家庭系ごみ量の推移と前計画の目標



※1 家庭系ごみ原単位：家庭系ごみ（可燃、不燃、有害、粗大）÷人口÷年間日数

※2 平成30年度～令和3年度の計画目標は、平成29年度実績と最終年度（R4年度）目標から算出した按分値です。

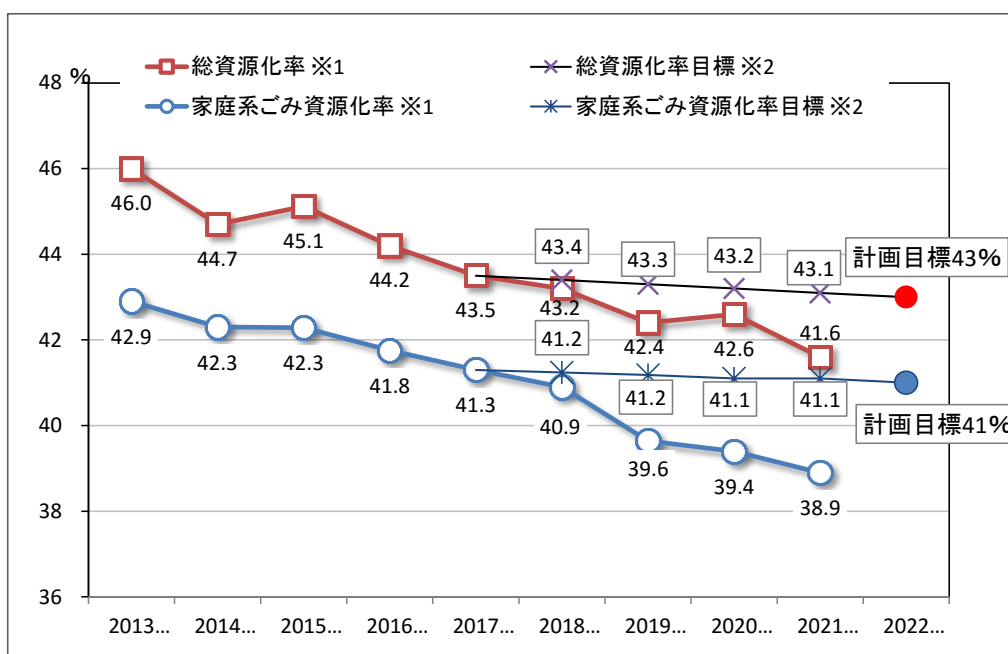
3.3 分別の徹底とリサイクル

前計画では、古紙類の排出量が年々減少していることを踏まえ、資源化率の水準を現状維持していくことを目標としていましたが、平成30年度以降の実績は、目標値をさらに下回って推移しています。（図表19）

ごみの「発生抑制」がリサイクルよりも優先されることを考えれば、資源排出量の減少に伴う資源化率の低下は致し方ない面もありますが、依然として排出されているごみの4割はリサイクルされており、これら再生資源の安定的な循環の確保は、引き続き重要な課題です。

したがって、分別排出される資源物の品質の向上や、民間ルート等、多種多様な回収ルートの確保が必要です。

図表19 資源化率の推移と計画目標



- ※1 総資源化率 = (資源物 + 中間処理施設資源化量 + 集団回収) ÷ ごみ総排出量
 *粗大ごみからの金属回収や焼却灰のエコセメント化を含む
- 家庭系ごみ資源化率 = (資源物 + 集団回収) ÷ (ごみ総排出量 - 事業系ごみ量)
 *家庭から出る不用物の内、資源として分別された割合

- ※2 平成30年度～令和2年度目標は、平成29年度実績と最終年度（R4年度）目標から算出した按分値です。

3.4 市民・事業者との連携

未利用の食品や使い捨てプラスチックをなるべくごみにしないようにしたり、資源やごみの分別を徹底したりすることなど、市民や事業者のご理解・ご協力がなければ進めることはできません。

さらに、ごみの発生抑制やリサイクルを「経済活動」の中にしっかりと組み込み、持続的な循環型経済（サーキュラー・エコノミー）へと変革していくには、市民の日常の消費行動や事業者の経済活動のあり方から変わっていく必要があります。

ごみ処理・リサイクル事業は市民・事業者の日常的な活動と行政との最も身近な接点であることから、あらゆる施策において市民・事業者との連携を強化していくことが求められます。また、連携強化を図るため、効果的な情報発信、環境教育等を引き続き充実させる必要があります。

3.5 災害等への対応

近年、地球温暖化の影響により記録的な猛暑や集中豪雨などが頻発しています。令和元年10月に発生した東日本台風（台風19号）は、日本各地に甚大な被害をもたらした。市内でも多摩川沿いなどで大規模な浸水被害が生じました。

また、令和2年からはじまった新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、市民生活や事業活動を直撃し、巣ごもり需要によるごみの急増など、ごみ処理・リサイクル事業にも多大な影響がありました。

今後とも、大規模災害や感染症の拡大など大きな社会変動に際しても、生活環境保全の観点から安定的なごみ処理・リサイクル事業の対応が図れるよう、計画的な備えを整備していくことが求められています。

第3章 基本理念と目標

第1節 基本理念

基本理念	すべての人の取り組みと互いの連携で、より一層の3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進と環境負荷の提言を進め、持続可能な社会の実現を目指します。
------	---

地球環境と人間社会は危機に瀕しています。異常な熱波や大規模水害を伴う気候変動、大量生産・大量消費社会の広がりによる資源制約の強まり、生態系・自然環境の破壊など、解決に向けた行動は待ったなしの状況です。次世代に持続可能な社会をつなぐため、世界の国々で取り組まれているのが、SDGs（持続可能な開発目標）です。資源循環や一般廃棄物処理の分野では、「目標 11 持続可能な都市」「目標 12 持続可能な消費と生産」「目標 13 気候変動」といった問題を中心としつつ、SDGsの達成に資する取り組みの展開が求められています。（下表）

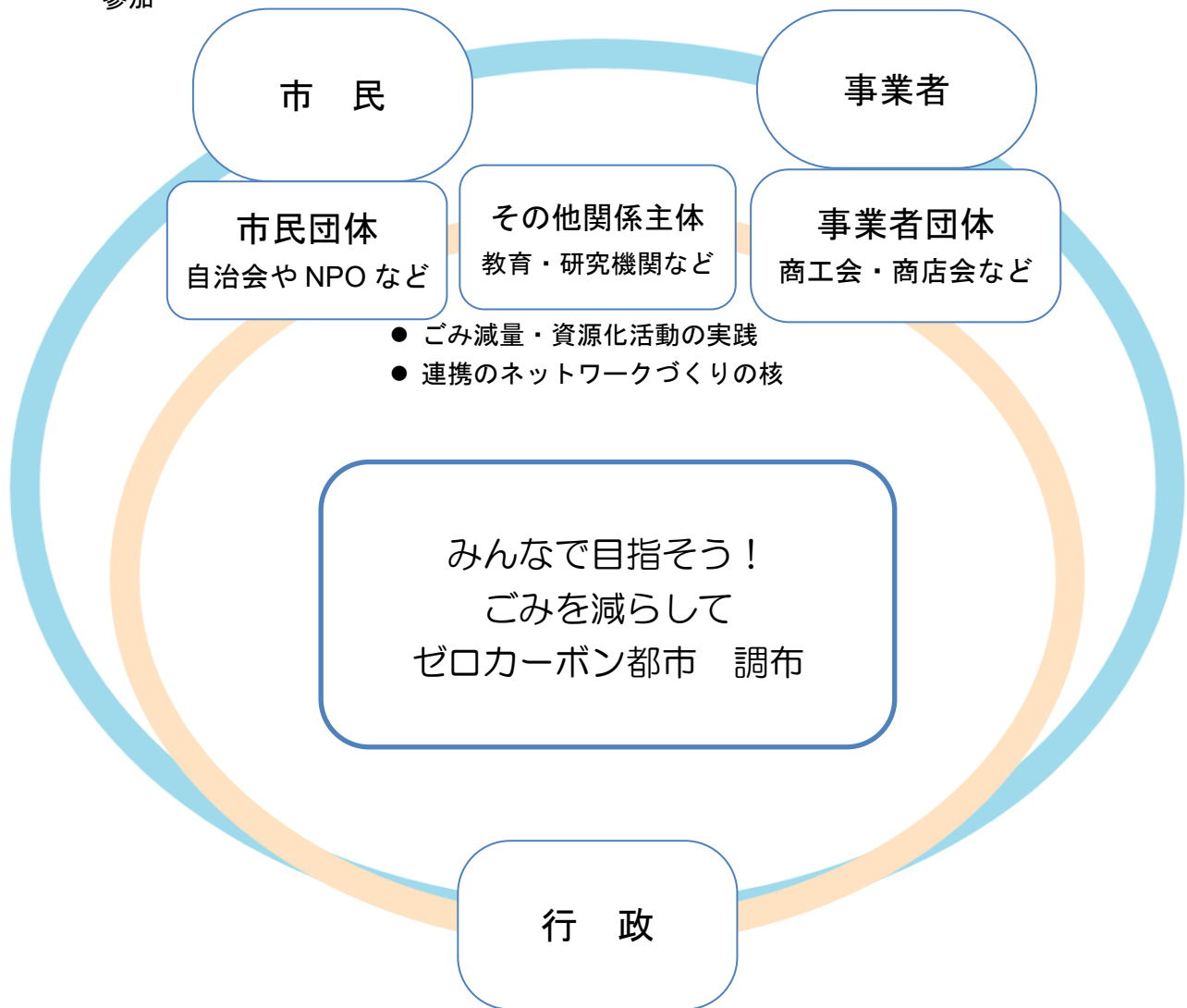
SDGsの目標		資源循環・廃棄物処理の分野で求められること
目標 11 [持続可能な都市]		ごみの排出をなるべく抑え、それでも排出される資源を効率的に循環させ、ごみを適正に処理する。
目標 12 [持続可能な消費と生産]		資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら付加価値を生み出す「サーキュラー・エコノミー」を実現する。
目標 13 [気候変動]		CO ₂ 排出量の増大につながるプラスチック類の焼却量を削減するなど、気候変動を軽減するための対策を講じる。
目標 14 [海洋資源]		海洋ごみの半分以上を占めるプラスチックごみを削減し、海の豊かさを守る。
目標 17 [パートナーシップ]		買い物やサービスを接点とした消費者と企業の連携、ごみ出しを接点とした市民と行政の連携など、産学官民で連携して取組を進める。

こうした状況を踏まえ、本計画の基本理念は、「すべての人の取り組みと互いの連携で、より一層の3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進と環境負荷の提言を進め、持続可能な社会の実現を目指す」こととします。

第2節 各主体の役割

共通スローガン	みんなで目指そう！ ごみを減らしてゼロカーボン都市 調布
---------	---------------------------------

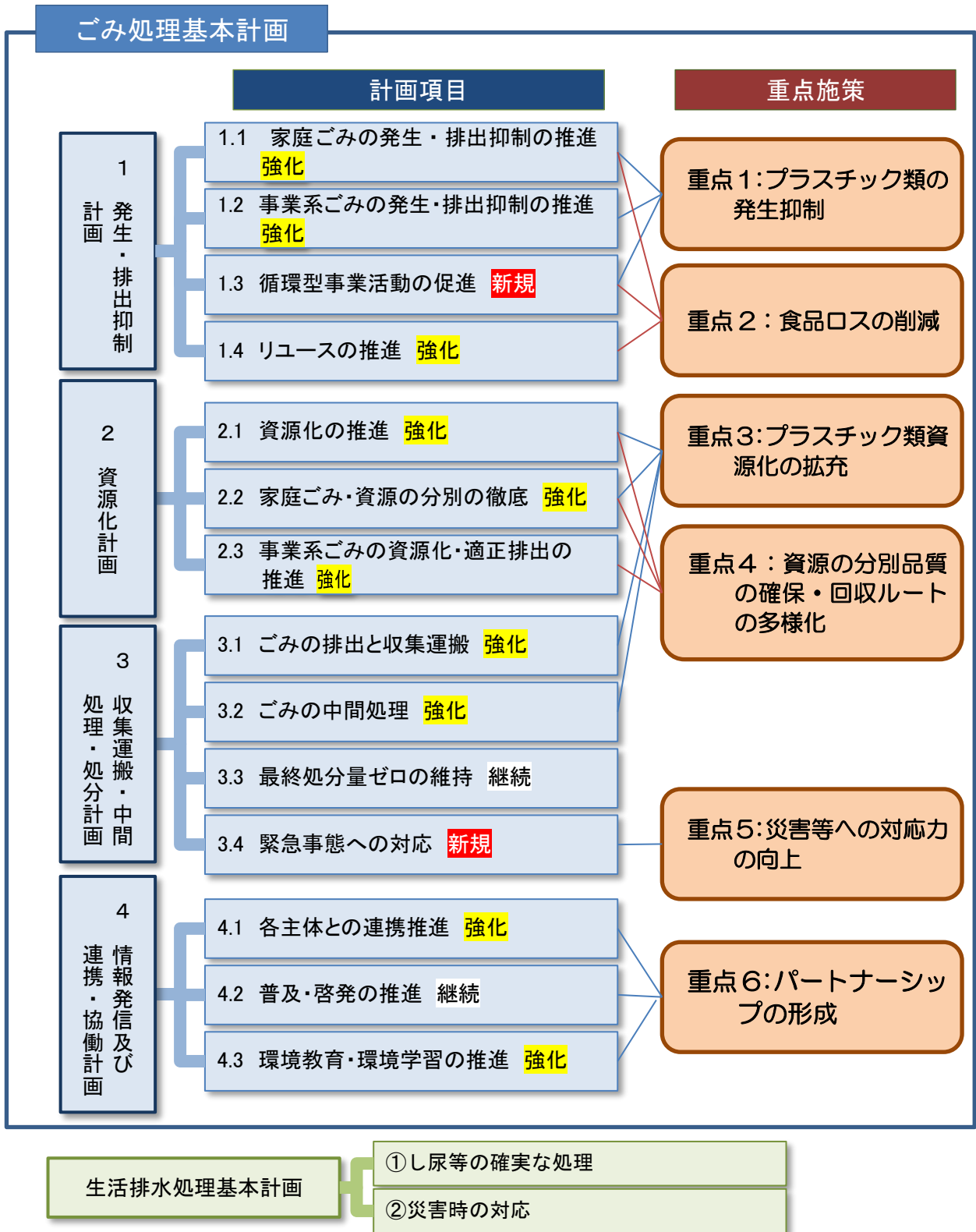
- ごみの少ない生活スタイルの実現を図る
- 資源・ごみの分別徹底、適正排出を行う
- ごみ減量・資源化のための地域活動等への参加
- 資源消費・環境負荷の少ない「サーキュラー・エコノミー」の実現を目指す
- 自ら排出する事業系ごみの減量、資源化を行う



- 公共サービスとしてのごみ・資源収集運搬体制の維持、充実
- 中間処理・最終処分体制の確保
- 市民・事業者や団体への情報発信、普及啓発
- 各主体の自主的な取り組みのコーディネーターとして活動を支援
- 各主体の連携・ネットワークの促進に資する取り組みの実践

第3節 計画の体系と重点施策

3.1 計画体系



3.2 4つの基本方針

本計画の基本方針は以下の4つです。

(1) 基本方針 1 徹底したごみの発生・排出抑制に向けた取組の展開

3R（リデュース・リユース・リサイクル）の内、発生・排出抑制（リデュース）を最優先に取組みを進めます。特に食品ロスやプラスチック類の発生・排出抑制を市民（団体）・事業者（団体）・行政が連携して進めることにより、持続可能な循環型経済（サーキュラー・エコノミー）の確立に資することを目指します。

(2) 基本方針 2 さらに資源化の推進

資源分別収集、集団回収、拠点回収、そして事業者による自主回収など、多種多様な回収ルートで資源のリサイクルを推進します。

また、プラスチック類の分別収集を拡充することにより温室効果ガスの削減を図るとともに、古紙類に代表される既存の資源についても分別収集品質の向上を図り、安定的なリサイクルシステムを維持できるようにします。

(3) 基本方針 3 適正な処理体制の維持

三鷹市及びふじみ衛生組合と連携しつつ、安定的なごみの収集運搬体制・中間処理体制を構築するとともに、東京多摩広域資源循環組合と連携し最終処分量ゼロを維持していきます。

(4) 基本方針 4 市民・事業者との協働と連携強化

市民・事業者や各種団体・教育機関等との連携を深めつつ、積極的な情報発信、普及啓発、児童・生徒への環境教育や環境学習を推進します。

また、さまざまなごみ減量・資源化等の取組を進める中で、関係主体とのパートナーシップ（つながり）を形成していきます。

3.3 重点的な取り組み

基本理念の実現に向け、以下の取り組みを重点的に進めます。

(1) 重点 1：プラスチック類の発生抑制

「ゼロカーボンシティ」をめざし、市民・事業者と一体となって無駄なプラスチック類の使用削減、排出抑制を進めます。

【主な取り組み】

- ・ 「2050年ゼロカーボンシティ宣言」や「CHOFU プラスチック・スマート・アクション」の取組を継続的に発展、拡充し、市民・事業者のプラスチック削減の取組を推進
- ・ 市民に対しては、使い捨てプラスチックの削減や自主回収に取り組む事業者の情報を積極的に発信
- ・ 事業者に対しては、商工会等の事業者団体とも連携し、先進事例の紹介などの情報発信により、脱プラスチック型の事業活動への転換を促進
- ・ 脱プラスチック型の事業活動に取り組む事業所の認定制度について検討など

(2) 重点 2：食品ロスの削減

食べ残しや未利用食品など「もったいない」食品ロスの徹底的な削減を進め、持続可能な社会づくりに貢献します。

【主な取り組み】

- ・ 市民に対する家庭で取り組める食品ロス削減のほか、食品ロス削減に取り組む飲食店等の事業所の情報を発信
- ・ 食品関連事業者・団体と連携し、食品ロス削減月間での共同キャンペーンなどを展開
- ・ 食べ切りや食品ロスの削減に取り組む飲食店や食品販売店の認定制度について検討など

(3) 重点 3：プラスチック類資源化の拡充

排出抑制を進めても、それでもごみになってしまうプラスチック類について、さらなる資源化を進めます。

【主な取り組み】

- ・ ふじみ衛生組合リサイクルセンターの更新・稼働（令和 9 年度予定）にあわせ、容器包装プラスチック・製品プラスチックの新たな収集（回収）方法の検討
- ・ 再資源化の対象となる製品プラの指定
- ・ ペットボトルの水平リサイクルに向けた取組の検討

(4) 重点 4：資源の分別品質の確保・回収ルートが多様化

古紙をはじめとする再生資源の品質を確保し、循環ルートの多様化の取り組みを継続することにより、動脈産業・静脈産業が一体となったサーキュラー・エコノミーの確立を図ります。

【主な取り組み】

- ・ 雑がみの種類や禁忌品など古紙類に関する知識の普及
- ・ 店頭回収や販売店回収など、多様な回収ルートの利用の呼びかけ
- ・ 集団回収の推進
- ・ リサイクル協力店制度等を活用した店頭回収の促進
- ・ 収集・運搬方法の見直しの検討
- ・ 分別品質を高めるための排出ルールの検討
など

(5) 重点 5：災害等への対応力の向上

大規模な自然災害など緊急時の対応力の向上を図ります。

【主な取り組み】

- ・ 災害廃棄物処理計画の策定に向けた検討
- ・ 感染症の拡大や世界的な経済変動など、予期せぬ変動期における業務継続及び排出方法の周知

(6) 重点 6 : パートナーシップの形成と連携強化

市民・事業者と一体となっておみ減量・リサイクルを推進するため、多様なパートナーシップの形成を図り、互いの連携を強化します。

【主な取り組み】

- ごみ減量・リサイクル協力店制度の強化・拡充
- 多様な回収（集団回収・拠点回収・店頭回収など）の促進を通じた地域団体や事業所との連携
- 自主回収、リユース促進企業等との連携
- 環境教育・環境学習の推進を通じた教育機関や市民団体、事業者との連携
- SDG g 等、地球環境問題に関する周知・啓発など

第4節 計画目標

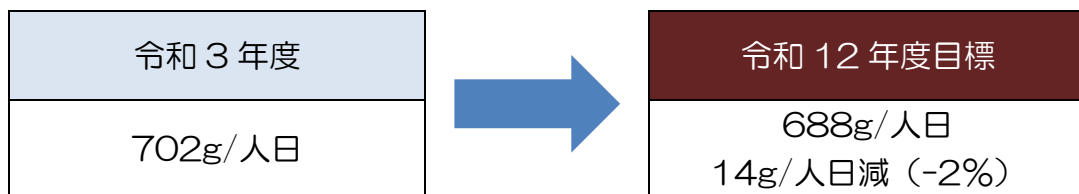
4.1 3つの計画目標

重点的な取り組みをはじめとする計画の推進によって達成すべき本計画の目標は以下のとおりです。

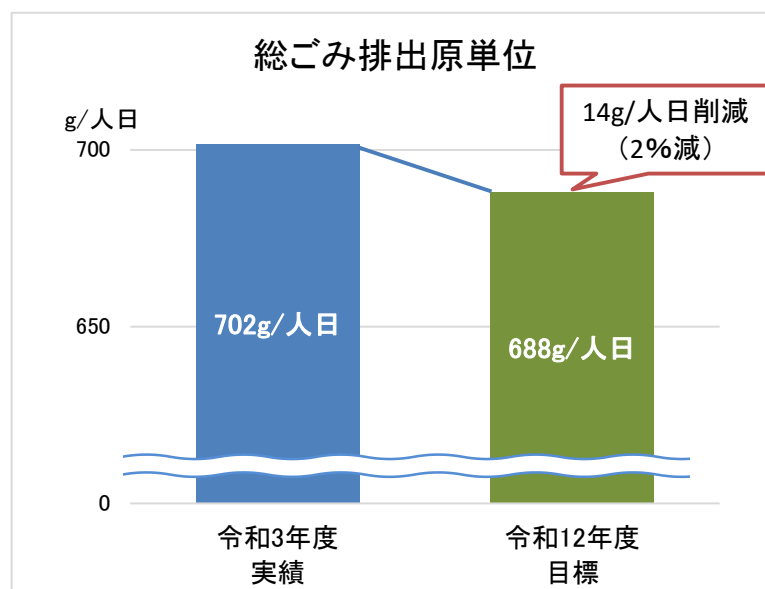
(1) 目標1 総ごみ排出原単位

ごみの発生抑制を第一とする観点から、家庭系・事業系のごみ・資源の発生抑制や自主回収を進め、1人1日あたりの総ごみ排出量（総ごみ排出原単位）を抑制します。

【総ごみ排出原単位の目標】



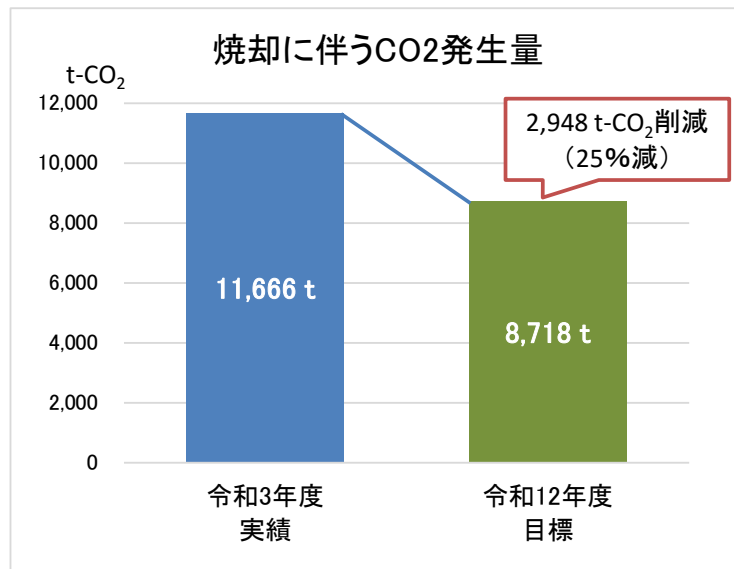
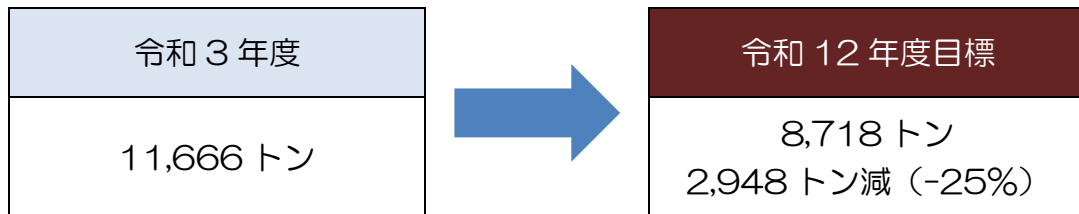
$$\text{総ごみ排出原単位} = \frac{\text{家庭系ごみ} + \text{事業系可燃ごみ} + \text{資源物}}{\text{人口} \times 365 \text{ (366)}}$$



(2) 目標 2 二酸化炭素 (CO₂) 削減量

使用済みプラスチック類の資源化の一層の推進、使い捨てプラスチック類の排出抑制をすすめ、焼却されるごみから発生する CO₂ を削減します。

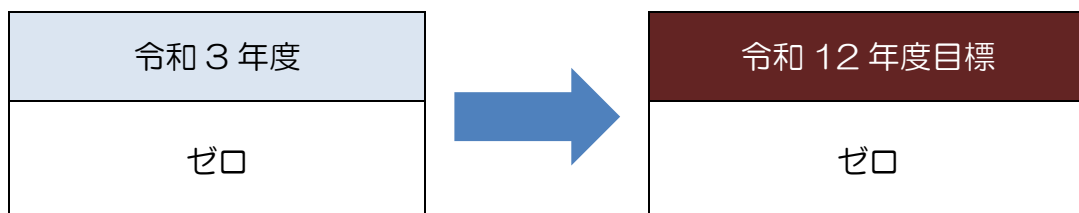
【二酸化炭素 (CO₂) 削減量の目標】



(3) 目標 3 最終処分量

ごみの中間処理・資源化システムの維持により、最終処分量ゼロを継続していきます。

【最終処分量の目標】



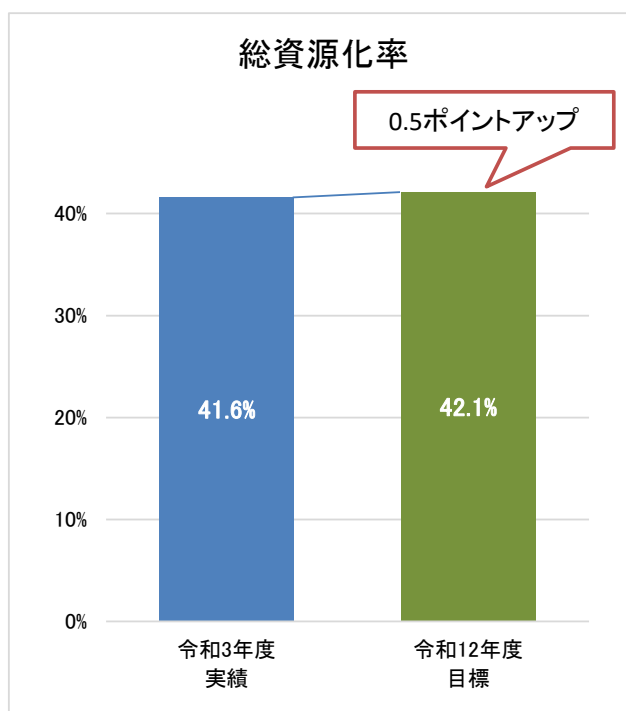
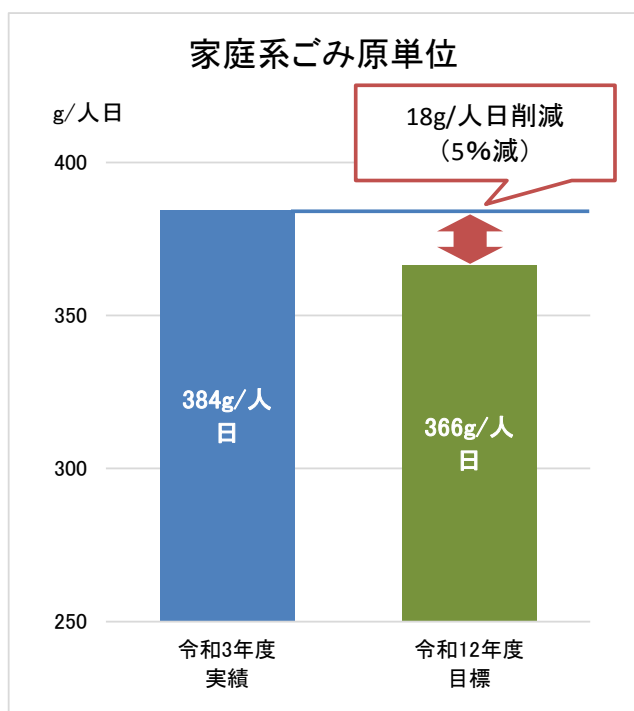
4.2 参考指標

参考指標とは、計画目標の達成と同時に得られる効果です。さまざまな取り組みの進捗状況を把握する上での指標として用います。

指 標	令和3年度	令和12年度
家庭系ごみ原単位	384g/人日	366g/人日 18g/人日減 (-5%)
総資源化率	41.6%	42.1% (0.5ポイント増)

$$\text{家庭系ごみ原単位} = \frac{\text{家庭系ごみ排出量}}{\text{人口} \times 365 \text{ (366)}}$$

$$\text{総資源化率} = \frac{\text{資源物収集量} + \text{中間処理施設資源化量} + \text{集団回収量}}{\text{ごみ総排出量}}$$



第4章 ごみ処理基本計画

第1節 発生・排出抑制計画

基本方針

徹底したごみの発生・排出抑制に向けた取組の展開

3R（リデュース・リユース・リサイクル）の内、発生・排出抑制（リデュース）を最優先に取組みを進めます。特に食品ロスやプラスチック類の発生・排出抑制を市民（団体）・事業者（団体）・行政が連携して進めることにより、持続可能な循環型経済（サーキュラー・エコノミー）の確立に資することを目指します。

1.1 家庭ごみの発生・排出抑制の推進

(1) プラスチック類の発生抑制

（主な内容）

- ・包装材や使い捨てプラスチックの抑制を市民に呼びかけ

(2) 食品ロスの削減

（主な内容）

- ・食品の使い切りや食べ残しの削減、フードドライブの利用などを市民に呼びかけ
- ・生ごみの水切りや堆肥化など、家庭でできるごみ発生抑制行動の促進に向けた市民への呼びかけ、支援

(3) その他発生・排出抑制行動の促進

（主な内容）

- ・発生抑制に向けた生活スタイルの転換

1.2 事業系ごみの発生・排出抑制の推進

(1) 大規模事業所への指導

(主な内容)

- ・事業用大規模建築物の再利用計画に基づく指導、ごみ減量要請

(2) 中小事業所への情報発信・指導

(主な内容)

- ・中小規模事業所向けにごみ減量・資源化に関する情報発信や指導の強化など
- ・発生抑制に向けた事業スタイルの転換

1.3 循環型事業活動の促進

(1) 脱プラスチックの促進

(主な内容)

- ・先進的取り組み事業所の紹介、情報発信を通じ、事業活動における使い捨てプラスチックの使用削減の促進

(2) 食品ロスの削減

(主な内容)

- ・食べきり協力店、販売店における見切り品情報の市民への提供、フードドライブ・フードバンク実施団体との連携など、食品ロスの削減の推進

(3) 自主回収の促進

(主な内容)

- ・発泡トレイやペットボトル、古紙類などの店頭回収や、メーカーによる商品・容器の自主回収事業などの促進

1.4 リユースの推進

(1) 利再来留館の活用

(主な内容)

- ・利再来留館をリユースの活動拠点として活用
- ・粗大ごみリユース品の展示・販売機能の再編

(2) リユース活動に関する情報提供・支援

(主な内容)

- ・フリーマーケットやフリマアプリなど、不用品交換などを気軽に利用できる環境の整備・情報提供

第2節 資源化計画

基本方針

さらなる資源化の推進

資源分別収集、集団回収、拠点回収、そして事業者による自主回収など、多種多様な回収ルートで資源のリサイクルを推進します。

また、プラスチック類の分別収集を拡充することにより温室効果ガスの削減を図るとともに、古紙類に代表される既存の資源についても分別収集品質の向上を図り、安定的なリサイクルシステムを維持できるようにします。

2.1 資源化の推進

(1) プラスチック類の資源化の推進

(主な内容)

- ・プラスチック容器包装からプラスチックごみ全体に分別対象を拡大し、プラスチック資源循環促進法に基づくプラスチック類の資源化推進

(2) 集団回収、拠点回収の推進

(主な内容)

- ・集団回収事業を持続的な仕組みに改善しながら継続
- ・事業者の自主回収の利用を市民に呼びかけ
- ・拠点回収事業は継続しつつ、事業者との連携・役割分担に留意しながら改善・拡充の検討

(3) 枝・草・葉や生ごみの資源化検討

(主な内容)

- ・枝・草・葉の資源化の導入に向けた検討
- ・家庭内におけるやコミュニティによる生ごみの資源化について引き続き調査・検討

2.2 家庭ごみ・資源の分別の徹底

(1) 分別ルールの周知徹底

(主な内容)

- さまざまな媒体を通じ、ごみ・資源の正しい分別方法を周知
- 促進員や収集運搬業者、集合住宅管理者等と連携した排出指導
- ルールが守られていないごみへの指導の継続

(2) 分別収集品質の向上策の検討

(主な内容)

- 古紙類の分別収集品質の向上を図るため、排出ルールの見直し等を検討
- 組成分析調査結果に基づく啓発推進の継続

2.3 事業系ごみの資源化・適正排出の推進

(1) 事業所への情報提供、指導

(主な内容)

- 事業用大規模建築物の再利用計画に基づく指導、ごみ減量要請
- 中小規模事業所向けにごみ減量・資源化に関する情報発信や指導の強化

(2) 持込ごみの分別の徹底

(主な内容)

- 中間処理施設に搬入される可燃ごみの抜き取り調査の継続

第3節 収集運搬・中間処理・処分計画

基本方針

適正な処理体制の維持

三鷹市及びふじみ衛生組合と連携しつつ、安定的なごみの収集運搬体制・中間処理体制を構築するとともに、東京多摩広域資源循環組合と連携し最終処分量ゼロを維持していきます。

3.1 ごみの排出と収集運搬

(1) 現在の収集運搬体制の維持

(主な内容)

- ・社会経済状況等の変化に対応した効率的・効果的な収集・運搬体制の維持

(2) ICT化の推進

(主な内容)

- ・収集時や各種手続きのICT（情報通信技術）化推進

(3) 環境に配慮した清掃車両の導入

(主な内容)

- ・EV車や燃料電池車の導入に向けた検討

(4) ふれあい収集の高齢者等ごみ出し困難世帯に向けた対応の充実

(主な内容)

- ・ふれあい収集の強化
- ・ごみ出し困難世帯に関する関係部局及び事業者との連携強化

(5) その他適正排出の維持

(主な内容)

- ・分別・排出ルールの指導
- ・不法投棄対策の継続
- ・資源物持ち去り対策の継続
- ・適正処理困難物等への対応

3.2 ごみの中間処理

(1) 中間処理システムの維持

(主な内容)

- ・三鷹市、ふじみ衛生組合と連携による、リサイクルセンターの更新など安定した中間処理体制の維持

(2) クリーンセンター機能の維持

(主な内容)

- ・調布市クリーンセンターにおける粗大ごみ・古紙・古布・びん・缶の選別や詰替の実施

3.3 最終処分量ゼロの維持

(1) 焼却灰の資源化

(主な内容)

- ・東京多摩広域資源循環組合におけるエコセメント化事業の継続
- ・エコセメント化施設の維持・更新

3.4 緊急事態への対応

(1) 災害廃棄物処理計画の策定等

(主な内容)

- ・国の指針、東京都災害廃棄物処理計画に基づく、大規模災害発生時の災害廃棄物処理計画の策定
- ・感染拡大期等における収集・処理事業の継続

第4節 情報発信及び連携・協働計画

基本方針
市民・事業者との協働
市民・事業者や各種団体・教育機関等との連携を深めつつ、積極的な情報発信、普及啓発、児童・生徒への環境教育や環境学習を推進します。 また、さまざまなごみ減量・資源化等の取組を進める中で、関係主体とのパートナーシップ（つながり）を形成していきます。

4.1 各主体との連携推進

(1) 促進員や審議会との連携

（主な内容）

- ・廃棄物減量及び再利用促進審議会の開催、審議
- ・調布市廃棄物減量及び再利用促進員との連携

(2) 市民との連携

（主な内容）

- ・ごみ減量・資源化等に関する地域活動への支援

(3) 事業者との連携

（主な内容）

- ・「ごみ減量・リサイクル協力店」認定制度を拡充。食品ロスや使い捨てプラスチック削減に取り組む事業所を支援
- ・自主回収やリユース促進など、3R推進に積極的に取り組む企業との連携
- ・事業者団体と連携し、事業所への普及啓発等の推進
- ・サーキュラー・エコノミーの仕組づくりなどに関し、他自治体と連携した国等への要望

4.2 普及・啓発の推進

(1) 情報媒体の充実

（主な内容）

- ・紙媒体、ごみ分別アプリ等を活用した効果的な情報提供・普及啓発の展開
- ・将来世代に向けた広報・啓発コンテンツの充実

(2) イベント・キャンペーンの実施

(主な内容)

- ・エコフェスタちょうふ等のイベントの開催
- ・食品ロス等をテーマとした共同イベントの開催

(3) 市民団体等との連携

(主な内容)

- ・市民団体や促進員との連携による地域住民への普及・啓発の展開

4.3 環境教育・環境学習の推進

(1) 各種講座の実施

(主な内容)

- ・市民（団体）向け講座、児童・生徒向け出前講座等の開催

(2) 教育機関との連携

(主な内容)

- ・学校への教育素材の提供や大学研究機関との連携など

(3) ごみ減量啓発作品の募集

(主な内容)

- ・ごみ減量啓発作品の募集、活用

(4) 見学会等の実施

(主な内容)

- ・ごみ処理施設見学会等の実施

第5章 生活排水処理基本計画（し尿等処理計画）

（今回は略）

資料編

（今回は略）

- 1 本市の地域特性、ごみ処理・リサイクル事業データ
- 2 前回計画における主な取り組みと進捗評価
- 3 ごみ量推計・目標設定資料 等